

雇用関係助成金を申請される事業主の方へ

不正受給防止対策を強化しました！

雇用関係助成金は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などのため、多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、厚生労働省及び都道府県労働局では、不正受給防止対策をさらに強化しました。

不正受給を行った場合

- **事業主の名称、代表者氏名**
 - **事業所の名称、所在地、概要**
 - **不正受給の金額、内容**
- を **公表** します。

特に悪質なものについては、刑事告発します。

不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給または支給の取り消しとします。既に支給後の場合は、助成金を返還していただき、不正支給額の2割が追加で請求されます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日、支給を取り消した日、または不支給とされる前に支給申請を取り下げた場合の取り下げた日から5年間は、雇用保険料を財源とする助成金を受けられなくなります。